

【朝倉地区人権啓発情報センターだより】 2023(令和5)年9月8日(金)

みんなの“人権”が尊重される
『まちづくり』への《懸け橋》

No. 59

発行：
人権啓発指導員
【大楠 茂美】

『ニコニコひろがる! ヒマワリの花運動』の一環で、朝倉地区生涯学習センター(北玄関横)で種まきしたひまわりの花が、咲き始めました。



厳しい暑さや大雨の中で、笑顔いっぱい…に咲き始めたひまわりの花!! 今年も来訪される皆さんを、優しく迎えてくれています。

風で倒れた茎。でも、そこから空に向かって茎を伸ばして、花を咲かせるひまわりも…。

小さな向日葵の種が芽吹き、**双葉**~**本葉**~**花**へと成長していくのは、決して当たり前が出来事じゃないということに、気付かせてもらいました…



そこでは、自然界の中で、これまで営まれてきた生命のつながりを、`肌`で感じることができます。

しばらくすると、大きく咲いたひまわりの花に**アブ**(?)が飛んできて、何度も花の蜜を吸っています。当然のことだと思ってきた出来事の中に、改めて`生命をつないでいく営み`の不思議さや大切さ、自然の`しくみ`等に、驚かされるばかりでした。





プランターに種まきをしたひまわりは、一週間もせず芽を出し、10cmほど成長した後、どうしたのか(?)、どの茎もなかなか伸びずに、日にちが経つばかり…!?

そんな様子を見て、同僚が日当たりのいい場所に移動させたり、消毒をしたりとかかわってくれたからでしょう。しばらくすると、わき目からも花を咲かせるなど、精一杯の花々を咲かせ、「元気ですよ!」と応えてくれている…かのような様子でした。

そして、^{たね}新たな種に、^{いのち}生命が引き継がれていきます。こうした^{いのち}生命のつながり、を目の当たりにすると、^{いのち}ひまわりは、自らの【種(しゅ)】を守る、つなぐ【保存】、というだけではない、かけがえのない^{いのち}生命(いのち)を^{いのち}生きる、かけがえのない^{いのち}生命(いのち)の^{いのち}つながり、…ということを考える『ヒント』があるように感じました。

こうした、かけがえのない^{いのち}生命を^{いのち}生きる、かけがえのない^{いのち}生命の^{いのち}つながり、を考えることは、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けた取り組みを進めていく上でも、とても重要なことではないでしょうか。…突然ですが、…

《小学社会6年下【教育出版】》(P32~33:一部抜粋)~日本国憲法を学習する内容に、「**すべての人が 幸せに生きるために**」という記述があります。~

すべての人が 幸せに生きるために -----

日本国憲法には、すべての国民は健康で文化的な生活を送る権利があることがうたわれています。わたしたちのだれもが、生命や身体を大切にされ、**人間らしく生きる権利(基本的人権)**を、生まれたときから持っているのです。…一方で、就職や結婚などの際に差別を受けるなど、人権が十分に守られていないことが、今でも起こっています。

アイヌの人たちや在日外国人、障がいのある人に対する差別や偏見、男女の性別による差別解消に努めるため(→

同和問題をはじめ、情報化に伴う諸問題やコロナ差別等、様々な人権問題の解決に努める)

i) 国や地方の政治が解決に向けた努力《=国・地方公共団体の責務》

ii) 憲法に掲げられた理想の実現に向け、私たち一人一人も、お互いの人権を尊重し合う社会をつくる努力《=国民的な課題》…が大切です。

日本国憲法第11条より

国民は、すべての生まれながらにして持っている基本的人権を侵されない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

かけがえのない^{いのち}生命の^{いのち}つながり、の中で^{いのち}生きる、私たち。今度は、**すべての人が幸せに生きられる社会**、を未来につないでいくことが、私たちの使命では…

【朝倉地区人権啓発情報センターだより】 2023(令和5)年10月26日(木)

みんなの“人権”が尊重される
『まちづくり』への《懸け橋》

No. 60

発行：
人権啓発指導員
【大楠 茂美】

問題解決に向けた展望は、`武力`ではなく 粘り強い『対話』から…!!

【2023.10.16:TVニュースから】

私の人生はいつも悲惨。どうやって
生きていいのかわからない…!!
私たちを助けてくれる人も、お世話を
してくれる人もいない…
どうやって、生きていいの？ 私たち
の生命…怖い!! どこに逃げたら
いいのかわからない…

(サハラ・ダルールさん)

せてしまっている現実に、真摯に向き合い、今こそ『武力を
行使するのではなく、粘り強い対話の継続』に最善を尽くし、
解決に向けた道筋を求めていく時…ではないでしょうか。

「ウクライナ侵攻(侵略)から600日」という
報道のさなかに、中東における`襲撃`、事態が
勃発!!…との緊急速報が飛び込んできました。

『中東問題』は、宗教や民族対立に加え、
大国の介入等も含めた歴史があり、`解決`を
複雑化している…とも言われますが、容易に
言い表すことは、とても難しい`問題`です。

そんな折、今の惨状を必死に訴える少女：
サハラ・ダルールさんの映像が、テレビに映り
ました。この後は、言葉にならず、お父さんに
しがみつき、泣き崩れるしかありませんでした。

「どうやって、生きていい
の？ どこに逃げたら
いいかわからない…」と
まで、子どもたちに言わ

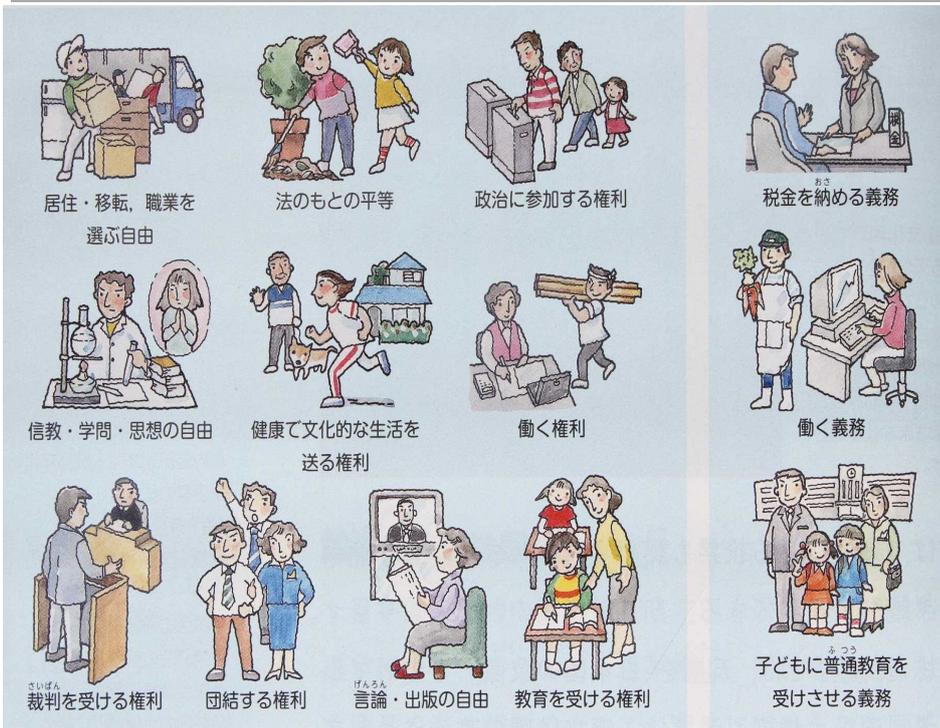


この子等の`生命の叫び声`に、全世界、そして、私たち一人一人が、
どう受け止め、どう行動するのかが、今まさに、試されているのでは…!!
また、ウクライナ侵攻で、双方…どれだけの`涙`が流されていることか !!

突然、無念にも生命を奪われた人々。不意に捕らわれ、家族や親しい人たちと
無理やりに引き裂かれた人々。逃げる場所もなく、生命の危機にさらされ続ける
子どもや多くの住民の人々…。まさに、`戦争は最大の人権侵害`、そのものです。

`かけがえのない生命の大切さ`は、国や民族、宗教…を超えて、変わらないもの
だと分かっているはずなのに、何故!? 「人道支援物資を積んだトラックが20台
に限り、ガザ地区に入る。」とのニュース(10/22、早朝)が流れましたが、かけ
がえのない一人一人の`生命の叫び声`が届くことを、心底、願うばかりです…

『差別されない権利』は、`差別を許さない社会`に変わる、契機に…!!



小学校社会科の教科書には、「**憲法と私たちの暮らし**」の学習の中で、**権利**について、…

日本国憲法には、全ての国民は**健康で文化的な生活を送る権利**があること。そして、私たちの誰もが**生命や身体**の**自由**を大切にされ**人間らしく生きる権利**（**基本的人権**）を、生まれた時から**もっている**と、**記**（**し**）されています。

日本国憲法に定められている`権利`と`義務`、(←教育出版 P32)

こうした、私たち誰もが人として幸せに生きていく上で、今後、大切になっていくであろう「**差別されない権利**」の記事が…!! (2023.10.16西日本新聞朝刊)

「インターネット上での誹謗中傷や差別事象が深刻化している中、今年の6月、同和地区の地名リストを巡る訴訟で、「**差別されない権利**」を認めた東京高裁の判決に注目が…。意外にも、差別そのものを広く禁じる法律がない中、人権侵害の救済に広く活用できる「**新しい権利**」になり得ると識者は期待する。…」

~ `差別を許さない社会`に変わる、契機になるのでは… ~

この判決では憲法14条1項を引用して、「**人は誰しも、不当な差別を受けずに尊厳を保って、平穏な生活を送る`人格的利益`を持つ!!**」と、踏み込みました。その上で、地名リストの公表は差別の不安におびえて生活することを強(し)いるとして、この「**人格的利益**」を侵害すると指摘したのです。…

このような、人権侵害の救済に向けた取り組みと同時に、`他人ごとではない、私たち一人一人の課題意識`を、地道に育てていくことが、欠かせないことは言うまでもありません。自らの問題として…!!



【朝倉地区人権啓発情報センターだより】 2023(令和5)年11月28日(火)

みんなの“人権”が尊重される
『まちづくり』への《懸け橋》

No. 61

発行：
人権啓発指導員
【大楠 茂美】

人権(幸せに生きる権利)が大切にされる社会!! 私たちみんなで…

【人権週間とは…】今から75年前の1948(昭和23)年12月10日、国連総会ですべての人々とすべての国々が達成すべき共通の人権保障の目標や基準として『世界人権宣言※』が採択されました。その日を記念して「世界人権デー」が制定され、日本では、毎年12月10日を最終日とする12月4日からの一週間を、『人権週間』と定めて、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深める啓発活動を行ってきました。

※ **世界人権宣言**は、すべての人間が生まれながらに基本的人権(⇒誰もが幸せに生きる権利)をもっていることを、初めて定めた宣言です。30条には、「世界のあらゆるところにおいて、どんな社会もどんな個人もすべての人が幸せに生きる基本的人権や自由を無効なものにしようなどとするは許されません。」(やさしい言葉で書かれた世界人権宣言【文科省】より)と記されています。これは、『人権・平和・環境の世紀』を築く道標です。

第75回 **人権週間** 12月4日～10日
12月10日は人権デー

「誰か」のことじゃない。

人権啓発動画を法務省ホームページにて公開中！
法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番
0120-007-110
0570-003-110
0570-070-810
0570-090-911

LINEじんけん相談 @snsjinkensoudan

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン・携帯電話共通)

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

この世界人権宣言は、前文と全30条の条文から成り立っています。

- i) 第1～20条では、誰もが自由であることにより保障される…『自由権』
- ii) 第21条では、誰もが政治に参加することができる…『参政权』
- iii) 第22～27条では、国家や地方公共団体の関与で保障される…『社会権』
- iv) 第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展が、その中にあるのみ可能である社会に対して、義務を負う」として、「他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社会における道徳、公の秩序と福祉のために定められた法律の制限に服すべき」という…【他者の人格への理解】を謳(うた)っています。

「人権について考える【人権って何だろう】:2022」
(公益財団法人)人権教育啓発推進センター

朝倉地区での、主な人権を考える研究会や人権パネル展等のお知らせです→

- 2023:第29回「いのち・愛・人権」展 in はき (会場:杷木町「らくゆう館」)
かけがえのない「いのち」と「平和」の尊さを…!! (朝倉市解放文化祭も同時開催)
 - i) 作品展示 12/1(金)~10(日) 終日 (らくゆう館ロビー)
 - ii) 人権映画【破戒】12/1(金) 19:00~21:05 (らくゆう館ホール)
 - iii) ステージ発表 12/2(土) 9:00~15:00 (らくゆう館ホール)
- 第17回「人権を考える朝倉市民のつどい」⇔12/7(木):Pポート甘木【大】19:00~
 - i) 朝倉市人権作品コンクール入賞作品の表彰式、文章部門最優秀賞の発表
 - ii) 講演会「インターネットと人権」 ~差別を支えない一人となるために~
松村 元樹(もとき)さん (公財)反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長
- 東峰村人権映画上映会「破戒」⇔12/7(木):いずみ館(19:00~21:00)
- 筑前町人権週間講演会「ともに生きる」~ 難病の車いすママと家族のお話 ~
⇔12/13(水):めくばー町民ホール 刀根 実幸(かね まみ)さん、徹朗(てつろう)さん(18:30~21:00)
- 第40回「朝倉地区人権・同和教育研究会」⇔1/27(土):Pポート甘木【大】12:30開場
 - i) 講演会「障がい者の人権について」 講師:神戸 金史(かんべ かねぶみ)さん
RKB毎日放送 報道局担当局長(ラジオやテレビのドキュメンタリー等を制作…)
 - ii) パネル展(Pポート大ホール2階:ミホアイエ、にて展示)
 - ① 私たちの暮らしと人権 ② 人権の花運動の取組(4小学校の取組)
 - ③ ニコニコひろがる!! ヒマワリのはな運動(10保育所・幼稚園の取組)
 - ④ パネル展「こども基本法って、なに?」…こどもと人権について考える!
- 甘木総合隣保館 パネル展「ネット社会と反差別」 ⇔12/1(金)~22(金)
- ニコニコひろがる!!ひまわりのはな運動:活動報告 ⇔12/1(金)~15(金)
(【東峰村】小石原・宝珠山郵便局 【筑前町】道の駅「みなみの里」 【朝倉市】道の駅「バサロ」)

絶対に諦めない

北朝鮮
人権侵害問題
啓発週間
12月10日~16日

拉致被害者の最も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります
拉致問題の解決のためには、私たち一人ひとりの強い思いが必要です

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

● 拉致問題対策本部ホームページ
<https://www.rachi.go.jp/>

● 法務省ホームページ
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>

他にも、東峰村・筑前町・朝倉市で、人権に係る学習会や人権セミナー等が行われます。詳しいことは、広報誌等でご確認ください。

年末、年始の節目に当たって、誰もが幸せに生きる社会を築いていく一人一人として、日々の豊かな人生につなげることができれば…!!

◆『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』(12月10日~16日)でもあります。自らの家族や親族、友人が、自らが…と、理不尽極まりない状況を考える時、創造すらできないほどの苦しみや悲しみ、苛立(いらだ)たしさの日々、悶々と過ごす辛さが募ります。他人ごとではないこと、切実に感じずにはられません。

『誰もが幸せに生きることが出来る社会』を築くのは、誰かじゃなく私たち一人一人です!!

政府主催 拉致問題に関するシンポジウム

※詳細は、遠くは拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。政府拉致問題対策本部公式動画チャンネルで配信予定

日程 12月16日(土) 14時~

会場 イノホール
(東京都千代田区千代田 2-1-1)

主催 政府 拉致問題対策本部・法務省

お問い合わせ先 03-3581-8898

みんなの“人権”が尊重される
『まちづくり』への《懸け橋》

No. 62

発行：
人権啓発指導員
【大楠 茂美】

1995(H7).1.17の震災から29年。支える仲間がいる…「ともに」

阪神から能登へ「ともに」

『1995ともに1.17』神戸市中央区東遊園地に描かれた文字



追悼に大勢の人
17日午後6時頃

次世代へ教訓 どう継承!!

改めて、震災の経緯や教訓をどう継承し、今後想定される、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、大災害に生かすかが課題となる…

大震災29年

怖いかったです。つらいです。寒いです。大変でした。心が痛みます。私たちが生き残った。でも、たくさんの人の存在が生きる希望につながった。…

思い寄せ「できる支援を」

「一人じゃない。支え合える仲間がいる。能登も、一日も早く普段の生活に…!!」

この記事(西日本新聞の朝刊2024.1.18)が掲載され、一か月余りが…。

自らが経験した、未曾有の苦しみや悲しみ、崩れた家屋、極寒の避難所、被災して臨んだ受験…から29年目。阪神大震災の被災者や、その子ども世代から、能登半島地震で被災された方々に、…自らのことと重ね合わせた『阪神から能登へ『ともに』、思い寄せ『できる支援を』』といったメッセージが、書かれていました。その中で、…

ある学生ボランティアの母親らが、兵庫県伊丹市で被災し、避難所に身を寄せたそうです。「他人ごととは思えない。あの日から、こつこつ前に進み、再起した街に、私は生まれた。兵庫・神戸ともに頑張ろうというメッセージが届いてほしい!!」との『思い』が綴られていました。…親世代が乗り越えてきたであろう時間(とき)を慮(おもんばか)りながら、能登の人たちに心を寄せて…。

『1995ともに1.17』の文字を形作る竹や紙灯ろう約7000本に、火が灯(とも)りました。…



その後、2/12(月)同新聞朝刊【社会面】に、『小6から手紙⇄涙の避難所』という記事が…。

この手紙は、堺市消防局の一員(支援者)として輪島市入りした父親が、避難所になっていた小学校に届けたそうです。…災害派遣中のある府警さんが、この小学校を訪れたところ、被災された人から、「涙が出てきた」「本当に嬉しい」などと声をかけられたとのこと…。

阪神大震災を経験された方の息子さんが、父親となって能登支援に赴き、今度は娘さんが、能登震災で被災された方々に心を寄せ、人と人がつながり合っ…!!

【石川県の皆さんへ】 胸が痛くなりました。私は(当たり前のように…)暖かい家の中でご飯を食べて、お風呂に入ることができ…(何のお手伝いもせず(できず)、私は大丈夫って…)情けなく思いました。…家族を失って、立ち直れない人がいるかもしれません。その人の分まで、しっかり、精いっぱい生きてください。まだ、避難所生活が…。がんばってください!!

大阪府警は2/5、この娘さんが通う小学校で特別授業を実施し、被災者からの謝意を伝え、5・6年生約120人に現地の様子等を説明されたとのこと…。この娘さんは、「将来は人を助けられる仕事をしたい」「春休みには被災地を訪れ、炊き出しのお手伝いなど自分ができる支援をしたい!」と、お父さんに相談されているそうです…



～みんなで つなごう!! 『^{いのち}かけがえのない^{じんけん}生命 (=人権)』のバトンを…～

人が **人として**、**最後の一瞬まで** 生きる・生き合っていく、ということは…



もう一年近くなるでしょうか、今は週二回ほど、母(94才)と一緒に、習字を習いに行っています。先生は姉(…母にとっては娘【次女】⇔長女は、生まれてまもなく病気で世界…)です。

私は68才。高齢の母と机を並べ、一緒に習字の練習をする日が来るなんて、考えてもみませんでした。ペンでも習字でも、文字を書くことが好きで、集中でき「楽しい」と、よく言います。

「美文妙筆」にチャレンジ。『一級』に昇級しました!!

この写真は、練習(前回)の様子ですが、背筋は伸び、手本を何度も見返し、どこを手直したらいいのか考え、考え、何度も、ていねいに書き進めます。…ついさっき、やったことや言ったことなども、「分かん」「知らん」と言う毎日ですが、この時だけは、書いている記憶(残像?)が残っているのか、習字練習の合間のお茶タイム、姉や私とのやりとりが双方向で成り立っていることに、安心(ホッと)しているような『時間』を過ごしていると感じます。

一昨年(2019年)の7月、父(96才)を見送った後、「おじいちゃん、どこにいったと…?」「何をしたいのか(したらいのか)分かん」と、一日をどう過ごしたらいいか分からない『不安』が、この時だけは、『安心』に変わっているような、そんな気がしています…



両親の『老い』を生きる、生き合う…『姿』を間近に感じ、一緒に過ごす中で、人が人として最後の『一瞬(いつとき)』まで生きること、一緒に生き合うことって、どういうことなのか、両親の『後ろ姿』を通して、妙に感じます。時々、ふっと出る、母の何気ない「ありがとう」の一言に…。

『^{いのち}かけがえのない^{じんけん}生命』の視点から、同和問題をはじめ様々な人権問題について、自分のこととして捉えることの大切さ、今一度、みんなで、考えてみましょう…!!